

豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設における事故等の報告について (JESCO 報告基準)

1 目的

「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」第 14 条及び第 18 条に基づいて、日本環境安全事業㈱（以下「JESCO」という。）が市へ報告する豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設における事故等に関する情報について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用

この基準は、JESCO 豊田事業所（以下「事業所」という。）で発生した漏洩事故やトラブルなどの事故情報等について適用する。

3 JESCO からの事故情報等の報告

市は JESCO から、以下の事故情報等について速やかに報告を受けることとする。

(1) 緊急度 1

ア 法基準又は協定値（以下「法基準等」という。）を超える濃度の PCB 及びベンゼン（以下「PCB 等」という。）の事業所外への漏洩又はそのおそれがある場合

イ 周辺住民の健康や財産に被害又はそのおそれがある場合

ウ 周辺的生活環境へ甚大な影響等を与えた場合

（ア）工程排水等の公共用水域への流出により魚の大量へい死が発生した場合

（イ）油の公共用水域への流出

（ウ）自然災害等により施設への甚大な被害が発生して周辺的生活環境に著しい影響を及ぼした場合

（エ）施設等でトラブル等が発生して周辺環境に著しい影響を及ぼした場合

エ 施設管理又は運転管理上で重大な問題が発生した場合

（ア）事業所内の火災事故の発生（公設消防隊による消火）

（イ）主要設備の甚大なトラブル発生（復旧期間が 1 か月以上。但し通常発生するような不具合等は除く）

（ウ）処理施設の 1 か月以上の施設停止（定期点検を除く）

オ 事業所内における人に対する被害の発生

（ア）労働災害による作業員等の死亡又は大きな傷病を負った場合

（イ）外部の訪問者等が死亡又は大きな傷病を負った場合。ただし、事業所の稼動と直接関係のない傷病等を除く

(2) 緊急度 2

ア 法基準等を超える濃度の PCB 等の事業所内での漏洩事故

イ 活性炭吸着槽やオイルパン等のセーフティーネットの異常

ウ 大きな施設トラブル

（ア）施設等のトラブル発生（1 週間以上 1 か月未満の施設停止。但し通常発生

するような不具合等は除く)

- (イ) 間接冷却水などを除く工程排水の事業所外へ漏洩
- (ウ) 火災事故の発生 (消火器による自己消火等)
- (エ) 受入基準違反、地元約束事項の違反行為 (未承認の PCB 場外搬出等)
- (オ) 自然災害等で施設被災 (セーフティーネット等の対策により場外への影響なし)

エ PCB 濃度が不明な油類の漏洩事故 (PCB を含有する可能性が高い場合)

(3) 緊急度 3

- ア オンラインモニタリングや漏洩検知器等の監視システムの異常
- イ 作業者の労災事故がある場合
労災事故 (4 日以上 of 休業)
- ウ 軽微なトラブルがある場合
 - (ア) 自然災害等で施設被災 (1 週間以内の施設停止)
 - (イ) 間接冷却水などを除く工程排水の建屋外への流出 (但し敷地内に限定)
 - (ウ) 法基準等を超える濃度の PCB 等の漏洩事故に該当しない事例

(4) 緊急度 4

- ア 軽微な労災事故
- イ 主要な設備、機器等の改造、変更、長期休止及び廃止

4 市の情報提供

市は、事故情報等について、上記の (1) から (4) の取扱い区分に応じ、関係自治区、豊田市 PCB 処理安全監視委員会、市議会及び報道機関等へ必要な情報提供を行うこととする。

5 用語の定義

(1) 事業所外への漏洩

事業所の敷地外へ、法基準等を超える濃度の PCB 等が液体又は気体の状態で漏れ出した場合を対象とし、施設稼動時、点検時を問わない。

(2) 漏洩事故

通常想定していない状況で想定外のところへ、法基準等を超える濃度の PCB 等が漏洩した場合を対象とし、施設稼動時、点検時を問わない。

ただし、想定範囲内の漏洩で、あらかじめ受け皿や吸着マットなど必要な対策がとられて回収等されている場合は、漏洩事故に該当しない。(セーフティーネットは対策に含めない。)

また、滲みで止まる場合は漏洩事故とまではみなさない。

附則

(施行期日)

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。